



Advise

i-Mark C.P.T.A. Corporation

第143号

送信日 2017/10/28

アイマーク税理士法人

文責 中尾 優志

<http://www.i-mark.jp>

健康保険・雇用保険・労働保険の有効活用

各業界で人材不足が叫ばれて久しく、2030年の就業人口は現在より10%減少し、2040年で更に10%減り、現在の80%を下回ると予測されています。その中で労働者が将来に亘って働き続けられる制度や環境が必要となります。今月号においては、その労働者の生活を守る為に健康保険・雇用保険・労働保険において整備されている制度の一部を紹介いたします。

なお、今回ご紹介させて頂くのは20歳～65歳の方を想定しております。

1. けが・病気をしたとき

突発的なけが・病気により会社を休むこととなった場合、療養費や日々の生活費に困ることが予想されます。そんなときに以下の制度を利用することにより、その負担が軽減されることが期待できます。

(1) 業務中・通勤中のけがの場合(療養補償給付・休業補償給付・休業特別支給金)

全ての従業員は業務中・通勤中に負傷された場合には、その療養に要した医療費を「療養補償給付」により補填されます。

また、負傷により休職し休職中の給与が発生していない場合には4日目から「休業補償給付」として日額給与の60%相当額及び「休業特別支給金」として20%相当額の合計80%の補償が受けられます。

(2) 業務中・通勤中以外のけがや病気の場合(傷病手当金・高額療養費制度)

社会保険の被保険者が業務外の病気やけがで会社を休職し、休職中の給与が発生していない場合には4日目から「傷病手当金」として日額給与の2/3相当額が支給されます。

また、1ヶ月の療養費が一定金額を超えた場合には、超えた部分が払い戻される「高額療養費制度」もあります。なお、自己負担となる一定の金額とは所得に応じて35,400円～252,600円の間となります。

2. 家族の介護の為に休職したとき(介護休業給付)

高齢化が進む現在、毎年家族の介護を理由に退職される方が年間10万人を超えています。経験豊富な人材が退職してしまうことは会社にとって大きな損失となってしまいます。

その中でこの制度は雇用保険の被保険者が家族を介護するために休職し休職中の給与が発生していない場合には、日額給与の67%を最長で3か月間支給されます。

3. 子どもが生まれたとき

子どもが生まれた際に以下の制度が活用可能です。

(1) 出産のため会社を休んだとき(出産手当金・産前産後(育児休業)保険料免除制度)

社会保険の被保険者が出産のため休職された場合、出産日以前 42 日前から出産の翌日以後 56 日までの期間分について日額給与の 2/3 相当額が支給されます。

また、他の休職の場合では休職中に給与が発生していなくても社会保険の支払が発生しますが、出産前後及び育児休業のための休職の場合、別途手続きを行えば社会保険の支払が免除されます。

(2) 出産したとき(出産一時金)

社会保険の被保険者又はその配偶者が出産されたときは、お子様 1 人につき 42 万円が支給されます。こちらは事前申請により出産にかかる費用を医療機関に直接支払う制度もありますので、高額になりやすい出産費用の用意が不要となります。

(3) 育児のため会社を休んだとき(育児休業給付)

雇用保険の被保険者が育児のため、お子様が 1 歳(特定の場合には 2 歳)まで休職された場合には、最初の 6 ヶ月間は日額給与の 67%相当額が、6 ヶ月以降は 50%相当額が支給されます。

なお、この制度は出産された女性だけではなく、夫である男性も取得可能な制度となっております。

4. 60 歳から継続雇用制度により給与が下がったら(高年齢雇用継続給付)

年金の支給年齢引き上げに伴い定年後も引き続き働かれる方は増加の一途をたどっております。しかし、体力面やライフスタイル等により継続再雇用を選択されるケースが増えてきました。その場合に雇用保険の被保険者が雇用形態の変更により給与が 75%未満に低下した場合には、低下後の給与に 75%より減少した割合(最大 15%)を乗じた金額が 65 歳まで支給されます。

なお、この支給を受けられる場合、60 歳から年金を受け取られている方は年金が一部減額される可能性がありますのでご注意ください。

5. 最後に

上記の制度はどれも自己申請が必要であり、知らなければ受給し損ねることとなります。

また、経営者や経理担当者が制度を知っていても、従業員自身からの話がなければ会社から必要となる書類発行ができません。これらの制度をいま再認識していただき、従業員の方々への伝達をお願いいたします。

なお、以上の社会保険に係る制度は全国健康保険協会を対象にしており、建築国保や医師国保等の組合国保に加入されている方は各組合にご相談下さい